

様式 2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	あけぼの医療福祉センター
契約締結年月日	令和 7 年 3 月 1 7 日
契約者名	株式会社日立ビルシステム首都圏支社
契約名	昇降機保守点検業務委託
契約金額（税込み）	3,564,000 円（3 年間）
随意契約理由	○ 当センターでは、再整備時に、日立製作所が開発・製造を行ったエレベーターを導入し運用している。 ○ エレベーターの修繕に関しては、日立的供給部品以外を使用した場合は機器の故障や人身災害の原因になることがあり、その場合メーカーは責任を負わない旨がエレベーター説明書に明記されている。 ○ また、国交省作成の『昇降機の適切な維持管理に関する指針 第3章 第1 《保守点検業者の選定の考え方》』の中でも、「昇降機に関する豊富な知識及び実務経験に裏打ちされた技術力を有する者による適切な保守・点検が必要不可欠」であり、業者選定にあたり価格のみにより決定すべきではない旨が示されている。 ○ 当センターのエレベーターにはリモートメンテナンスシステム「ヘリオス」が備えられており、機器データの常時監視による異常・故障の早期発見や、緊急時の遠隔操作などの機能を通じて、エレベーターの適切な維持管理及び非常時の安全確保を図っているが、この「ヘリオス」は、(株)日立ビルシステムが独自に開発したものであり、他社では取り扱うことができない。 ○ 修理に関しても、日立のグループ企業以外の事業者が迅速に部品を調達し円滑に修繕を行うことは困難であり、修繕後の安全性に対する責任の観点からも日立の部品・製品を適切に調達し取扱える事業者である必要がある。 ○ 以上の理由から、当センターの昇降機保守点検業務を継続して受託しており、日立製のエレベーターを適切に管理できる(株)日立ビルシステムとの間で単独随意契約により保守点検業務を委託する必要がある。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号 財務規則 1 3 7 条第 3 項

